

議案第 27 号

石岡市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

宅地造成及び特定盛土等規制法に関する法律の施行に伴い，所要の改正をするため。

石岡市手数料条例の一部を改正する条例

石岡市手数料条例（平成17年石岡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1 屋外広告物許可申請手数料の項の次に次のように加える。

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る中間検査申請手数料（同法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事（同法第15条第2項又は第34条第2項の規定による同法第12条第1項又は第30条第1項の許可があったとみなされるものに限る。）の中間検査の申請に対する審査）	盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 m ² 以内	1 件	2,700
	3,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内	1 件	5,400
	20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内	1 件	10,800
	40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内	1 件	21,600
	70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	1 件	37,800
	100,000 m ² 超	1 件	54,000

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。